（住民票の取り方）

一人暮らしの方でも　① 世帯全員　② 続柄　③ 世帯主　④ マイナンバー

上記　４点　が記載された「住民票」であること。

（世帯合併をされた場合は世帯合併履歴が記載された住民票）

住民票には

「この写しは　世帯全員　の住民票の原本と相違ないことを証明する」

と記載されていなければなりません。
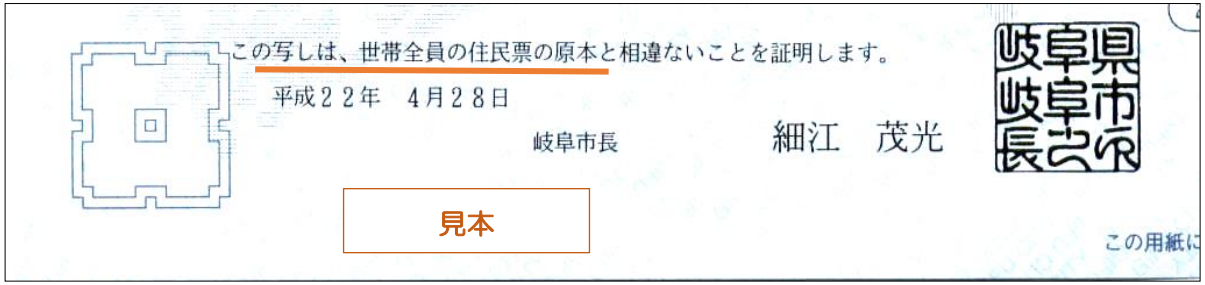
（外国人の場合は、国籍・通称・在留資格・在留期間などのすべての項目で省略が無い住民票）